

(訟ろ－０１)

平成２７年１１月２５日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐 野 寛 次

「「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要」の送付について（事務連絡）

この度、下記１の規程が制定され、下記２の通達が発出されました。

この規程及び通達の参考資料として「「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要」を送付しますので、関係職員に配布して執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、平成２７年６月１５日付け当職及び家庭局第二課長事務連絡「保存期間が満了した予納郵便切手等の廃棄留保について」に基づいて、所在不明その他の理由により返還することができない予納郵便切手、予納収入印紙及び予納登記印紙については廃棄を留保していただいているところですが、これらのうち、予納郵便切手については、今回の規程の改正により１０年間の保存期間が経過した後は、物品管理官に引き継ぐこととなりましたから、同事務連絡のうち予納郵便切手の廃棄留保に関する部分は、この規程の施行及び通達の実施（平成２７年１２月１日）に伴い、当然に効力を失うことになりますので、念のため申し添えます。

また、予納収入印紙及び予納登記印紙については、同日以降も同事務連絡の効力が維持されますので、この点についても念のため申し添えます。

今回の改正により、予納郵便切手については、当事者に返還することができない場合でも、10年間の保存期間経過後に、保存義務者である訟廷管理官から物品管理官に引き継がれ、物品管理法の適用を受ける物品として使用されることとなりますので、予納郵便切手の管理に関する事務を取り扱う全ての職員に対し、これまで以上に、規程及び通達に従った厳格な管理を徹底してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

1 規程

予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程（平成27年最高裁判所規程第6号）

2 通達

平成27年11月25日付け最高裁総三第229号事務総長通達「「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の一部改正について」

(平成27. 11. 25総三印)

「予納郵便切手の取扱いに関する規程」及び「予納郵便切手
の取扱いに関する規程の運用について」の改正の概要

第1 改正の趣旨

「予納郵便切手の取扱いに関する規程」（以下「郵券規程」という。）は、民事訴訟費用等に関する法律第13条の規定に基づいて当事者に予納させた郵便切手（以下「予納郵便切手」という。）の管理に関する事務の取扱いについて定めるものであり、「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」（以下「郵券通達」という。）は、郵券規程の運用（実施細目）について定めるものである。

今回の改正は、予納郵便切手の適正な管理の確保を目的として、所在不明その他の理由により当事者に返還することのできない予納郵便切手（以下「返還不能郵券」という。）について、郵券規程が定める保存期間が経過した後の取扱いに関する規定を新設するなどの所要の改正を郵券規程及び郵券通達について行ったものであり、その具体的な内容は第2のとおりである。

第2 改正の具体的な内容

1 郵券規程の改正について

改正前の郵券規程においては、返還不能郵券について、返還の事由が生じたときから10年間、訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）が保存しなければならないものとされていたが、保存期間経過後の取扱いに関する規定は置かれておらず、郵券通達において、所定の手続を経た後に訟廷管理官が廃棄するものとされていた。しかしながら、このような改正前の郵券規程の規律は、予納郵便切手の適正な管理という観点からは不十分なものであると考えられることから、訟廷管理官による返還不能郵券の保存義務について定める第8条の中に、保存期間が満了した返還不能郵券を物品管理官（高等裁判所においては事務局次長、地方裁判所及び家庭裁判所においては事

務局長である。＊）に引き継がなければならない旨の規定（第２項）を新設することとしたものである。＊下級裁判所会計事務規程第３条第１０項，同条第１項

なお，物品管理官に引き継がれた後は，物品管理法の適用を受ける裁判所の物品として使用されることとなる。

２ 郵券通達の改正について

返還不能郵券の処分方法について郵券規程を改正したことに伴い，郵券規程の実施細目を定める郵券通達につき改正するものであり，その改正点は以下のとおりである。

（１）家庭裁判所調査官等による予納郵便切手の使用（記第３の２関係）

改正前の郵券通達では，予納郵便切手の使用者は係書記官，家庭裁判所調査官，係書記官の補助者等とされていたところ，その使用者の範囲を明確にするものであり，これまでの運用を改めるものではない。

（２）主任書記官による必要な措置（記第３の４関係）

主任書記官が，予納郵便切手の使用者たる係書記官，家庭裁判所調査官，家庭裁判所調査官補及びこれらの補助者に対し，予納郵便切手に関する事務の状況についての説明を求めること，その他の必要な措置をとることができる規定を新設したものである。主任書記官が予納郵便切手の管理について職責を負うことから，従前からこのような措置をとることは当然にできるとされているが，適正な管理の確保の観点から明文化したものである。

なお，係書記官やその補助者に対しては，予納郵便切手という物品の管理者という立場からのみならず，一般執務の指導監督権からも主任書記官の管理が及ぶこととなるが，家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補並びにこれらの補助者に対しては，前者（物品の管理者）の観点からのみ，主任書記官の管理行為が及ぶことになる。すなわち，主任書記官による「必要な措置」とは，予納郵便切手の管理者として，予納郵便切手の適正な管理を確保するという観点から行うものであり，同措置の例としては，予納郵便切手管理袋

の「摘要」事項の記入漏れや印漏れ等を指摘し、不備の是正を指示することが挙げられるが、これらは、必要に応じて説明を求めることができるという点も含め、従前から行われていた主任書記官による管理事務と何ら変わるものではなく、職制上の上司である主任家庭裁判所調査官等が行う指導監督に影響を及ぼすものではない。

(3) 返還不能郵券の保存（記第6の3関係）

10年の保存期間を経過した返還不能郵券の保存方法についての規定を新設するものであり、物品管理官に引き継ぐまでは訟廷管理官は、10年の保存期間中と同様の保存を続けることを明記したものである。

(4) 返還不能郵券の訟廷管理官による引継ぎ（記第6の5関係）

今回の郵券規程の改正により、保存期間経過後の返還不能郵券が物品管理官へ引き継がれることになったことから、訟廷管理官が物品管理官に返還不能郵券を引き継ぐ場合の時期、方法についての規定を新設したものである。

引継ぎの時期は、毎年1月末日までに、前司法年度中に保存期間が満了したものについて行うことにした。なお、後述のとおり、改正郵券通達の実施直後の引継ぎ時期に当たる平成28年1月末の引継ぎについては、事務の負担等を考え経過規定を置いている。

引継ぎの方法は、訟廷管理官が新たに規定した物品（郵便切手）取得通知書（別紙様式第6）を作成して返還不能郵券を物品管理官に引き継ぐ旨を首席書記官に報告した上で行うものとした。なお、実際の送付に当たっては、同郵券の授受関係を明確にするため、事件関係送付簿（平成4年8月21日総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」）によって引き継ぐか、書留郵便の方法により送付することが相当である。

なお、前記通知書の発信者名には、郵券規程第2条が定める管理職員であることを明らかにするため、「〇〇〇〇裁判所〇〇訟廷管理官●●●●」

「〇〇〇〇裁判所〇〇支部（上席）主任書記官●●●●」「〇〇簡易裁判所

裁判所書記官●●●●」などと記載することになる。

(5) 首席書記官等の検査（記第9関係）

返還不能郵券の処分方法を廃棄から物品管理官への引継ぎに変更したことに伴い（記第6の5関係），「廃棄」の文言を「引継ぎ」に改めたものである。

(6) 使用中の予納郵便切手が亡失等したときの報告（記第10の1関係）

記第3の4において，主任書記官による必要な措置が家庭裁判所調査官等にも及ぶ旨を明文化したことと同様の観点から，本報告の対象者には，家庭裁判所調査官等が含まれることを明文化したものである。

3 付記について

郵券通達記第6の5の(1)の規律によれば，平成27司法年度以前に保存期間が満了した返還不能郵券については，平成28年1月末に物品管理官へ引き継ぐ必要が生じるが，事務の混乱を避ける等の観点から平成28年12月28日までに物品管理官へ引き継ぐことで足りる旨の経過規定を置いた。